

大阪大学附属図書館外国学図書館 寄贈資料受入れ及び管理基準

(目的)

第1条 この基準は、大阪大学附属図書館外国学図書館（以下「外国学図書館」という。）における各種寄贈資料の受入れ及び管理に関する基準を定めることを目的とする。

(申込手続)

第2条 資料を寄贈しようとする者は、次の事項が記載されている書面をあらかじめ提出することを原則とする。

- (1) 寄贈者の氏名又は団体名
- (2) 寄贈資料名、著者名、出版社、出版年、ISBN（現物に記載がある場合）
- (3) 寄贈資料の内容及び冊数

(受入基準)

第3条 各種寄贈資料のうち、次に掲げる事項に該当するものは受け入れるものとする。

- (1) 言語に関するもの。
- (2) 諸外国の文化諸事情他外国研究に関するもの。
- (3) 教育・研究遂行上、外国学図書館に備えておく必要があると認められるもの。
- (4) 本学教職員の著作物又は、本学が発行したもの。
- (5) 受入れに際し、費用負担が発生しないもの。
- (6) その他副館長（外国学図書館担当）が必要と認めたもの。

第4条 各種寄贈資料のうち、次に掲げる事項に該当するものは原則として受け入れないものとする。

- (1) 外国学図書館として認め難い寄贈条件が付されているもの。
- (2) 刊行後、相当期間経過した資料のうち、資料的価値が失われているもの。
- (3) 企業、宗教団体、政治団体等において、広報、宣伝を目的に出版されたもの。
- (4) 同一図書がすでに所蔵されており、重複の必要が認められないもの。
- (5) 汚損又は破損した資料。
- (6) 特定の人物・団体を誹謗・中傷したもの。
- (7) 継続的寄贈が困難と思われる学術雑誌。
- (8) その他外国学図書館の蔵書としてふさわしくないもの。

(礼状)

第5条 原則として、礼状は送付しない。

(管理)

第6条 寄贈資料は外国学図書館に配置し、大阪大学の資産として管理する。

2 寄贈者の篤志を記念し、寄贈資料に氏名又は団体名を記載する。ただし、記載が不可能なもの及び寄贈者より記載辞退の申し出があった場合は、この限りではない。

附 則

この基準は、平成21年10月22日から施行する。